

平成 2 1 年 度
 歯科医療従事者に対する感染症予防講習会実施要領

1. 目 的

歯科治療時の患者及び歯科医療従事者へのH I V等感染症の感染を防ぎ、患者が安心して歯科治療を受けられるよう歯科医療従事者に対して講習を行い、院内における感染予防の徹底を図ることを目的とする。

2. 実施の主体

厚生労働省の委託により日本歯科医師会が開催都道府県歯科医師会の協力により実施する。

3. 対 象

診療に従事する歯科医療従事者（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士ほか）。

4. 開催日・会場・研修テーマ・講師

・研修テーマ：歯科診療に必要な感染予防対策の実際

開催日・会場	開催地	講 師（所 属）
平成21年10月31日（土） 午後3時 北海道歯科医師会館	北海道	北川善政（北海道大学大学院歯学研究科 教授）
平成21年10月25日（日） 午前10時 青森県歯科医師会館	青森県	金子明寛（日本歯科医師会新型インフルエンザ対策WT座長、東海大学医学部外科学系 口腔外科 教授）
平成21年11月29日（日） 午前10時 彩の国すこやかプラザ 2F「セミナーホール」	埼玉県	小森康雄（日本歯科医師会歯科医療安全対策委員会副委員長・新型インフルエンザ対策WT委員、東京医科大学 客員講師）
平成21年 9月27日（日） 午後2時 三重県歯科医師会館	三重県	金子明寛（日本歯科医師会新型インフルエンザ対策WT座長、東海大学医学部外科学系 口腔外科 教授）

平成21年 9月 6日 (日) 午前10時 徳島県歯科医師会館	徳島県	小森康雄 (日本歯科医師会歯科医療安全対策委員会副委員長・新型インフルエンザ対策WT委員、東京医科大学 客員講師)
平成21年10月25日 (日) 午前10時 鹿児島県歯科医師会館	鹿児島県	杉原一正 (鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授)

5. 日 程 (別紙のとおり)

6. 受講者数

厚生労働省の実施要綱により、受講者数は原則として1会場あたり 100人程度とする。

7. 受講手続 (別紙申込書)

受講申し込みは、各々が開催都道府県歯科医師会宛てに申し込むこと。ただし、応募者多数の場合は会場の収容人数の関係上、申し込みをお断りする場合がある。

8. 受講料

無 料

9. 受講修了証の授与

受講した者に対し、受講修了証を授与する。

10. 受講申込の取消し

受講申し込み後、何等かの事情で欠席する場合は、順次他の者に受講の機会を与えるので、必ず開催都道府県歯科医師会にその旨連絡をすること。